

令和8年6月5日

令和7年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について

令和7年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて

令和7年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて

放棄した市の債権の報告について

専決処分の報告について

専決処分の報告について



報 告 目 次

報告第 11 号	令和 7 年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について……………	1
報告第 12 号	令和 7 年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて……………	7
報告第 13 号	令和 7 年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて……………	11
報告第 14 号	放棄した市の債権の報告について……………	15
報告第 15 号	専決処分の報告について……………	19
報告第 16 号	専決処分の報告について……………	23



報告第11号

令和7年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について

令和7年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

令和7年度 鈴鹿市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度額
			円	円
総務費	総務管理費	証明書コンビニ交付事業	1,078,000	1,078,000
		庁舎等管理事業	10,621,000	10,621,000
		物価高騰対応家計応援金給付事業	1,001,800,000	1,001,800,000
		物価高騰対応家計応援金給付事務費	85,952,000	69,255,495
	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理業務事業	1,848,000	1,848,000
民生費	社会福祉費	物価高騰対策障害福祉サービス事業所等運営支援事業	41,030,000	41,030,000
		物価高騰対策高齢者施設等運営支援事業	91,670,000	91,670,000
	児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	17,180,000	2,000,000
		物価高対応子育て応援手当支給事務費	13,152,000	1,553,000
農林水産業費	農業費	農地利用効率化等支援事業	3,274,000	3,274,000
		産地生産基盤パワーアップ事業	2,378,000	2,378,000
		新基本計画実装・農業構造転換支援事業	562,355,000	552,355,000
		土地改良県営事業負担金	97,461,000	83,784,575
		農村地域防災減災事業	20,000,000	20,000,000
		土地改良区等電気料金高騰支援事業	3,000,000	3,000,000
商工費	商工費	鈴鹿市プレミアム付商品券発行事業	390,000,000	390,000,000
		観光振興事業	2,000,000	2,000,000
		鈴鹿F1日本GP地域活性化協議会事業	6,000,000	3,400,000
土木費	土木管理費	道路交通安全対策事業	26,000,000	20,930,000
		歩道整備事業	55,200,000	34,749,151
	道路橋りょう費	新設改良事業	101,280,000	89,458,891

繰越明許費繰越計算書

左の財源内訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			1,078,000			
						10,621,000
			1,001,800,000			
			41,253,000			28,002,495
			1,848,000			
			27,662,000			13,368,000
			61,804,000			29,866,000
			2,000,000			
			1,553,000			
			3,274,000			
			2,378,000			
			552,355,000			
				53,300,000		30,484,575
			20,000,000			
			2,023,000			977,000
			262,957,000			127,043,000
						2,000,000
		2,669,000				731,000
			11,511,500	3,600,000		5,818,500
			17,314,000	10,100,000		7,335,151
				79,200,000		10,258,891

		舗装事業	121,500,000	121,500,000
		地方道路整備事業	163,036,000	77,555,116
		橋りょう整備事業	12,000,000	10,290,000
		橋りょう耐震・長寿命化事業	267,000,000	232,815,593
	河川費	水路整備事業	29,000,000	17,860,044
		河川整備事業	101,000,000	54,198,719
	都市計画費	地方道路整備事業	126,000,000	88,561,499
		公園施設整備事業	42,645,000	39,009,400
		公園施設長寿命化施設整備事業	44,776,000	33,548,900
消防費	消防費	消防車両等整備事業	93,920,000	93,919,680
		防災無線維持管理事業	4,417,000	4,345,000
		排水機場等整備事業	22,000,000	21,670,000
教育費	小学校費	施設管理事業	54,692,000	54,692,000
		学校施設長寿命化・大規模改造事業	484,511,000	484,511,000
	中学校費	学校施設長寿命化・大規模改造事業	385,412,000	385,412,000

			60,000,000	60,000,000		1,500,000
			38,777,558	34,800,000		3,977,558
			5,329,500	3,900,000		1,060,500
			11,265,760	211,200,000		10,349,833
						17,860,044
			15,836,626	34,100,000		4,262,093
			45,760,000	33,700,000		9,101,499
						39,009,400
			16,934,500	16,400,000		214,400
		198,550		70,300,000		23,421,130
				4,300,000		45,000
						21,670,000
			18,413,000	36,200,000		79,000
			103,929,000	308,100,000		72,482,000
			55,542,000	155,900,000		173,970,000

報告第12号

令和7年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて

令和7年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

令和7年度 鈴鹿市 水道事業

地方公営企業法第26条第1項の規定

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
資本的支出	建設改良費	配水管布設事業	243,577,000	154,541,128	71,056,000
		水道施設整備事業	1,404,032,100	930,306,591	440,688,000
		配水施設改良事業	132,508,900	29,676,793	102,832,000

会計予算繰越計算書

による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
工事収入等	企業債	損益勘定 留保資金			
円 71,056,000	円	円	円 17,979,872	円	移設申請者との工程調整等のため
70,000,000		370,688,000	33,037,509		関連する別途工事及び移設申請者との工程調整等のため
		102,832,000	107		鉄道事業者等との工程調整のため

報告第13号

令和7年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて

令和7年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

令和7年度 鈴鹿市下水道事

地方公営企業法第26条第1項の規定

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
公共下水道事業	建設改良費	汚水整備事業	2,672,153,000	938,989,226	1,622,000,000
		雨水整備事業	1,227,745,000	325,368,750	855,240,000

業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
補助金等	企業債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
617,500,000	902,600,000	101,900,000	111,163,774		関係機関との協議等に 日数を要したため
387,500,000	409,100,000	58,640,000	47,136,250		関係機関との協議等に 日数を要したため

報告第14号

放棄した市の債権の報告について

鈴鹿市債権管理条例（平成25年鈴鹿市条例第31号）第14条第1項の規定により別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

放棄した市の債権一覧

債権の名称	債権所管部署名	発生年度
子育て短期支援事業利用者負担金	こども政策部こども家庭支援課	令和2年度
市営住宅使用料	都市整備部住宅政策課	平成25年度から令和5年度まで
鈴鹿市市営住宅条例第42条第3項の規定による損害賠償金	都市整備部住宅政策課	令和5年度及び令和6年度
市営住宅修繕費	都市整備部住宅政策課	令和6年度
水道料金	上下水道局営業課	令和2年度から令和4年度まで
合 計		

件数	金額	放棄した事由（根拠）及び件数
1件	8,000円	消滅時効（条例第14条第1項第1号）1件
11件	1,380,670円	免責（条例第14条第1項第3号）11件
2件	421,371円	免責（条例第14条第1項第3号）2件
1件	150,981円	免責（条例第14条第1項第3号）1件
219件	1,910,215円	消滅時効（条例第14条第1項第1号）219件
234件	3,871,237円	

専決処分の報告について

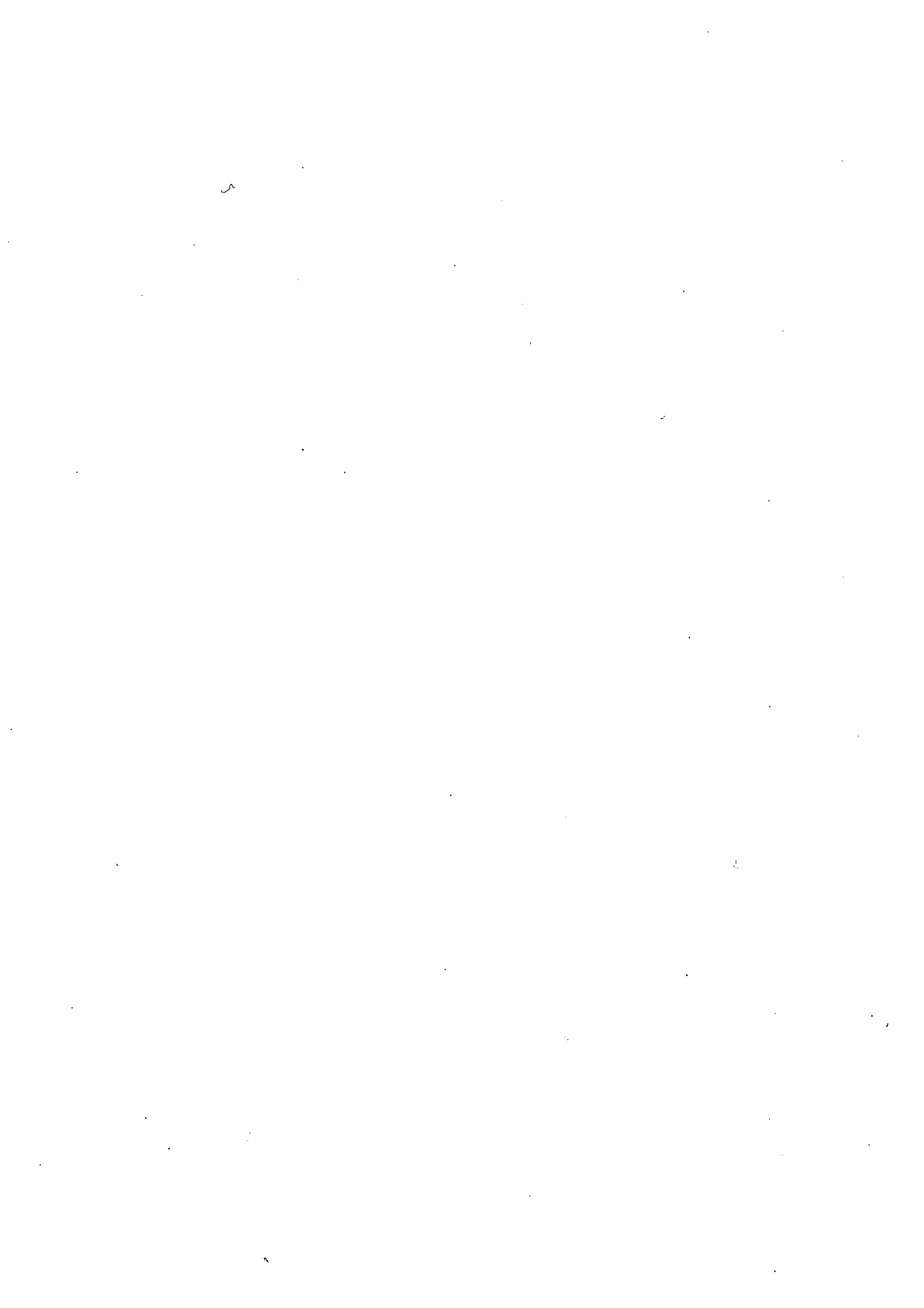
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解



専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年5月19日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

24,290円

2 和解の相手方

鈴鹿市

個人

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和8年2月10日、神戸四丁目地内の市道神戸五丁目57号線において、市の業務に従事する派遣労働者が公用車を運転中、当該道路に隣接する駐車場から当該道路に進入してきた相手方車両の前部が当該公用車の左後部に接触したもの

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

共有物分割の請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

共有物分割の請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年5月28日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

- (1) [REDACTED]
[REDACTED]
- (2) [REDACTED]
[REDACTED]

2 請求の趣旨

- (1) 物件目録記載の土地は、原告の単独取得とする。
- (2) 被告 [REDACTED] は、原告から金18,767円の支払を受けるのと引換えに、原告に対し、物件目録記載の土地について、共有物分割を原因とする被告 [REDACTED] 持分全部移転の登記手続をせよ。
- (3) 被告 [REDACTED] は、原告から金28,196円の支払を受けるのと引換えに、原告に対し、物件目録記載の土地について、共有物分割を原因とする被告 [REDACTED] 分全部移転の登記手続をせよ。
- (4) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- との判決を求める。

3 物件目録

所在 鈴鹿市稲生一丁目

地番 674番

地目 田

地積 275㎡

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町1番15号 PCO四日市駅前5階

杉岡法律事務所

弁護士 杉岡 治